

若林秀樹氏ヒアリング

上富刑事法制管理官 それでは、次に若林様から御意見を伺いたいと思います。若林様は
社団法人アムネスティ・インターナショナル日本事務局長を務めておられます。まず、
江田法務大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

江田大臣 若林さん、今日はどうもありがとうございます。

先ほど、櫻井よしこさんがおられるときに、この勉強会について御挨拶を申し上げた
のですが、同じことを繰り返しても仕方がないのですが、千葉元法務大臣が設置された、
この「死刑の在り方についての勉強会」は非常に重要で、国民的に開かれた勉強でなけ
ればならないということで、様々な方々をお招きして、お話を伺っています。

実は今日は東日本大震災からちょうど1か月目になりまして、午後2時46分には首
相官邸で全閣僚がそろって緊急災害対策本部の会合などをいたしますので、私は中座し
なければなりません。そして、閣僚だけではなくて全省庁がその時間には黙とうをしよ
うという申合わせになっておりまして、この場でも是非46分に黙とうをしていただき
たいと思っております。そういうイレギュラーつきでございますが、是非よろしくお願
いいたします。

上富刑事法制管理官 それでは、若林様、よろしくをお願いいたします。

若林氏 アムネスティ・インターナショナル日本の事務局長をしております若林秀樹と申
します。今日はこのような機会を賜りまして感謝申し上げます。

江田大臣、小川副大臣を始め、かつて私も民主党の議員でありましたので、同僚であ
り、また大先輩の議員の皆様方を前にして私がアムネスティ・インターナショナル日本
の事務局長の立場で死刑廃止についてお話をさせていただくとは本当に夢にも思ってお
りませんでしたし、非常に感慨深いものがあります。私も、3月20日、3週間前に正
式に就任したところでありますので、まだ新米の事務局長でありますけれども、精いっ
ぱいアムネスティの主張をさせていただきたいと思っているところでございます。

アムネスティは、御案内のとおり、1961年、来月の28日で創立50周年を迎え
る国際NGOであります。ロンドンでスタートいたしまして、死刑廃止を始め、難民問
題等、様々な国際人権の保障を確保する活動をしておりまして、アムネスティ・インテ
ーナショナル日本は1970年、昨年でちょうど40周年を迎えたところでありまして、
全世界180か国320万人のサポーター、会員がいる団体であります。また、197

7年にはノーベル賞を受賞しております。5月7日には50周年を記念してチャリティのレセプションも企画しているところでもありますので、もしよければ、是非お越しいただければと思っております。

まず、アムネスティ・インターナショナル日本の死刑に対する基本的な立場ですが、スライドを出していただきたいと思えます。

[パワーポイントによる説明。以下、表示されたパワーポイントの番号をP①などと表記]

P②) あらゆる事例で例外なく、無条件で、いかなる死刑制度にも反対するというのがアムネスティの基本的な立場であります。なぜならば、死刑は、世界人権宣言にある「生きる権利」を侵害する残虐で非人道的な刑罰だからであります。それぞれの反対する理由については細かく申し上げませんが、唯一申し上げたいのは、えん罪の可能性が常につきまとうということにあります。えん罪による処刑の可能性は死刑制度が生み出す究極の不正義だと私は思っております。日本では、これまでも既に4人の元死刑囚が再審によって無罪判決を受けていますし、最近でも足利事件あるいは大阪地検特捜部による村木元局長に関する資料の改ざん事件を始め、えん罪が生まれる構造的な問題も全く消えないということがございます。

アムネスティ・インターナショナルの考え方はお手元の資料に載っておりますし、私から詳しく申し上げるつもりはありません。ただ、私はアムネスティ・インターナショナルのポジションを踏まえ、二つだけここで申し上げたいと思えます。一つは、国家の制度としての死刑制度の是非についてもっともっと多角的に議論をしていただきたいということにあります。もう一つは、皆さん方の政治としての主導性を発揮していただきたいという2点について申し上げたいと思えます。

私は、日本の死刑制度に関する議論を見るにつけ、常に被害者、遺族の感情が持ち出され、それ以外の論点がなかなか政治家、メディアから持ち出されることがないというのが非常に残念であります。政府では、まず国会で様々な法律とか国家予算をつくり、社会の在り方の枠組みをつくる、そして行政府はそれを中立に執行していくわけであり、それぞれの過程の中で、やはり国家運営というのは完璧ではない、常に何らかの社会的なひずみを生むわけで、結果として社会的な弱者が生まれてしまうというのは御案内のとおりであります。そういう意味では、この社会のひずみを生み出す一義的な責任があるのは国家であるということでもあります。その責任を負うべき国家が被害者になり代わって、もう既に力のない一人の弱い人間の命を奪い取ってしまう、そのことが

我々自身が目指している本当に行くべき方向の社会なのだろうかということを考えるわけであります。そういう意味では、国家の制度として在るべき制度なのか、もっと多角的にこれを議論していただきたいというのが私が最初に申し上げたいポイントでございます。

もう一つは政治の主導のことであります。私は議員になって後悔したことが一つございます。それは、議員になって間もないころ、死刑廃止議連に入りました。そうしたら、ある影響力のある後援会の人に、死刑廃止議連に入ったら2回目の選挙に影響するぞと言われて、私はすぐに辞めてしまいました。今から思いますと、本当に後悔の気持ちがいっぱいなのですけれども、それ以来、死刑について語ることはありませんでした。つまり申し上げたいのは、政治家にとって大事なものは理念であり、その大事な政治理念を人から言われて捨て去ってしまったことが最も後悔するところでございます。国連の自由権規約委員会は、繰り返し日本政府に対して、人権の保障と人権の基準は世論調査によって決定されるべきものではない、あるいは必要に応じて国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであるということで、政府が死刑廃止に向けた主導的な役割を發揮することを求めているわけであります。政治家の仕事は国民の代弁者であります。常に世論を意識し、単に意見を代弁するだけであれば、議員は必要ないのです。この国を正しいと思う方向に導くために、世論に迎合することなく、勇気を持って自らの政治哲学・理念を示し、国民を啓蒙し、国民世論を積極的にリードするのが政治家の役割だと思っておりますし、政権交代が起きて民主党政権になった皆さん方にはそのことを一番期待するところであります。政権交代を支持した日本国民については、死刑廃止についても知らないことが多いだけなのです。判断する材料を持っていないだけなのです。ですから、私は、是非とも皆さん方に、正しい方向とは何なのか、国の制度としてはどうあるべきなのかということ国民的な議論の中で呼び起こしていただきたいと思ひますし、この民主党政権における皆さんの足跡が後世に評価されるように、このとき何かが変わったということ世の中に示していただきたいと思ひます。

そして、一言だけ、世界の潮流とアメリカの動向についてお話しさせていただきたいと思ひます。

P③) 次のスライドを見ていただきたいのですが、先日、アムネスティより2010年の死刑に関するデータが発表されました。一言で言えば、世界の流れは死刑廃止に向か

っており、日本はますます孤立しつつあるということでもあります。2010年の死刑廃止国は1か国増えて96か国、死刑の執行停止など事実上死刑を廃止している国を含めると、その数は139か国であります。昨年死刑を執行した国はわずか23か国であり、日本もその中に含まれているわけでもあります。

その中で一つだけ申し上げたいのは、アメリカの動向についてであります。どうしても、アメリカはどうなっているのか、アメリカはどう考えているのかというのが常に必要以上に日本の世論形成に影響するのは御案内のとおりであります。アメリカは死刑存置国の代表国のように言われますけれども、結論から言うと、少なくともアメリカは実態として死刑制度を維持している国とは言えない状況になっているということを是非とも御認識いただきたいと思えます。

P⑧) このスライドを見ていただきたいのですが、昨年は46人の方が処刑されました。これは1999年の98人から半減。また、死刑の判決数は110人で、90年代中ごろの判決数のわずか3分の1になっております。そして、この3月にイリノイ州におきまして死刑廃止法案が成立し、全米で16番目の死刑廃止州となりました。なおかつ、コネチカット、カンザス、メリーランド、ワシントン、モンタナ各州でも死刑廃止法案が州議会に上程される動きが起こっておりますので、このことをもっても、アメリカが死刑を維持している国とは言えないのではないかと思います。

P⑨) 次のスライドだけ見ていただきたいのですが、これが昨年アメリカで死刑を執行した12州の実態なのです。ほとんど南部に集中しております。つまり、2010年は、38州で死刑を執行せず、法律で死刑を廃止している州は16州ですけれども、事実上、南部以外の州では死刑は執行されなくなってきたのです。この事実をもって、アメリカが死刑の存置国だと言える状況ではないのではないかと感じておりますので、繰り返しになりますが、世界は死刑廃止に大きくその流れが強まっている。

その中で日本はどう対応すべきか、ということが今問われているわけでありまして、日本国憲法前文にありますように、国際社会において名誉ある地位を占めたいということであれば、世界のこの流れを見ながら、是非とも日本が死刑を廃止して、人権を尊重する本当の意味での国民主権国家になることを決断していただきたいということを申し上げまして、担当の天野からもう少し詳細について触れさせていただきたいと思えます。

天野氏 ただいま御紹介いただきました、アムネスティで死刑廃止活動を担当しております天野と申します。世界の死刑廃止に関連する全体的な状況、そして日本の死刑制度に

ついて、我々アムネスティがこれまで申し上げております懸念点といったものについて指摘させていただきます。

P⑩) まず、世界で死刑を実際に執行している国ですけれども、我々アムネスティの国際的な調査に基づきますと、1990年代半ばには毎年平均40か国だったのですけれども、近年は20か国前後ないし20か国を切る年も出ております。すなわち、国連加盟国の中で実際に執行を行っている国は1割から2割弱という状況になっているということです。2010年の傾向を見ますと、台湾やベラルーシといった幾つかの国では死刑の執行が再開されているという残念な状況がございます。しかし、全体として見たときに、死刑廃止へと向かう国際的な潮流は明確です。先ほども申し上げましたように、執行している国自体が減少する傾向は変わっておりません。さらに、2010年にはアフリカのガボンで死刑が法律上廃止され、更に幾つかの国において死刑廃止法案が提出される動きが出ております。特に注目すべきはモンゴルです。昨年1月に大統領が死刑執行停止を正式に国会で宣言いたしました。その後、議会で死刑廃止に向けた法案が検討されているという状況です。

P⑪) これがモンゴルの大統領の国会で行われた演説の、非常に長文なので、その一部を抜粋したものでございます。この中でモンゴルのエルベグドルジ大統領は、「私たちの国を、市民が国家によって命を奪われることのない国にしようではありませんか。」とモンゴルの人びとに呼びかけております。ここでは、人権、そして民主主義という普遍的な価値をモンゴルは追求するということ、そしてその文脈において死刑は廃止されるべきであるという政治的なスタンスが明確に打ち出されております。我々は、こうした政治的なリーダーシップを日本政府に対しても強く求めたいと思います。

P⑫) 国連総会におきまして死刑執行の停止決議が昨年12月に採択されております。これもまた死刑廃止に向かう国際的な流れを明確に表しているものです。昨年12月に採択されたのですけれども、これが3回目の採択となります。2007年、2008年に続いて3回目となります。3回目なのですけれども、採決していく度に賛成する国が増え、反対する国が減るという傾向が出ております。なお、アジアの国、特に東アジアの国々における投票の動向を見ますと、3回連続で反対票を投じた東アジアの国は、中国、朝鮮民主主義人民共和国、そして日本の3か国だけとなっております。このように、これまで死刑存置国が多いとされてきましたアジア、特に東アジアの国々においても、死刑に関する考え方は明らかに変化の兆しを見せております。

P⑭) それでは、次に日本の死刑についてです。

私どもアムネスティは、死刑について廃止を明確に訴える立場でありますけれども、同時に、死刑存置国において実際に死刑にどのような問題があるかという点についても指摘をしております。日本の死刑に関連いたしましては、国連の様々な人権機関より、改善の勧告や、深刻な懸念があるという勧告が繰り返し出ております。ここでは、拷問等禁止委員会、自由権規約委員会等の勧告、本日の資料にも紹介しておりますけれども、死刑確定者の処遇の問題、例えば面会が非常に制限されていること、あるいは独居拘禁が続いているということなどの問題、あるいは、高齢者及び精神障害者の死刑の執行がなされているということ、さらに、死刑確定者と外部の弁護士との面会などが制限されていることなど、非常に詳細に繰り返し指摘がなされているということがあります。さらに、国連の人権理事会で行われております普遍的定期審査においても、こうした日本の死刑確定者の処遇に関して国際的な人権基準に照らして問題があるのではないかと、国連決議に従って執行の停止と廃止に向けた検討を行うべきではないかということが、この普遍的定期審査に参加しておりますほかの国々から指摘されているという状況です。

P⑮) こうした様々な問題を抱えているわけですが、その中で我々アムネスティが特に近年繰り返し指摘してきておりますのが、精神障害に苦しむ死刑確定者の問題であります。

我々は2009年に独自の調査を行いまして、「首に掛けられたロープ」というタイトルの報告書を出しております。これは日本の死刑確定者に対する処遇についてのレポートであります。本日はその要約版を資料として同封しておりますが、この中で我々は、かなりの数の囚人が精神障害を患っていたにもかかわらず処刑されたという報告がある、そしてこれは国際的な基準に明らかに違反していると指摘しております。さらに、日本において処刑されている人々の多くが高齢者であること、あるいは、死刑確定者の処遇の中で長期間にわたって処刑の恐怖にさらされ、外部との面会も厳しく制限されるという状況にあり、これは残虐で非人道的あるいは品位を傷つける処遇で、国際基準から見ても大いに問題があると指摘しております。そして、本日の資料でも複数挙げておりますが、具体的な改善措置をとるようにと日本政府に対して要請しているわけです。この場でも今までに様々な方がヒアリングに招かれているかと思っておりますけれども、実際に死刑囚の処遇を経験された方から話を伺うことも必要ではないかと思っております。我々の調査

では、日本の死刑確定者に対する処遇は国際的な人権基準から見て明らかに問題があるということです。本日皆さんにお配りしている我々の2009年の報告書の中でも、袴田巖死刑囚を初め、現在もなお拘禁されている死刑囚で深刻な精神障害を抱えている方の事例を紹介しておりますが、こうした死刑囚の処遇について国際社会から非常に深刻な懸念と厳しい視線が日本政府に対して注がれているということについては是非関心を持っていただきたいし、具体的な善処を要請したいと思います。

私からの発言は以上になりまして、アムネスティの死刑廃止活動に具体的にかかわっております者から発言してもらおうと思います。

可知氏 私は、アムネスティ・インターナショナルの死刑廃止チームで活動しております可知亮と申します。普段は小さなビル管理の会社を経営しております。

私たちアムネスティ死刑廃止チームでは、一般の人を対象にして毎月1回死刑廃止入門セミナーとか、国と違って本当に街の人が死刑廃止に関してどう思っているかというアンケートを街頭でとったり、年に1回はデモをしたり、そういうことをしている市井の人間として、短いですが発言させていただきたいと思います。

なぜ私が死刑に反対しているのかという一番の理由は、人は人を殺してはいけないという当たり前の思いです。人を殺すことはよくないと教育されてきましたし、自分の子供にもそのように言ってきています。

ではどうして死刑で人を殺すことはいいのかということを確認にきちんと説得力を持って言える人がいるでしょうか。元参議院議員の中山千夏さんは次のように言っています。人を殺すことはいけない、正義があれば人を殺してもいいというのは間違っている、戦争や死刑での人殺しは正義のためだから正しいというのはおかしいと。正にそのとおりだと思います。国家の行う殺人は正しいということになれば、殺人は犯罪だと言っている法律を持っている国家は矛盾そのもの、要するに法治国家として本来あるべき姿ではないと私は思います。

もう一つは、死刑執行ということに私自身関わっているということです。なぜならば、私たちが選んだ政府が死刑を執行しているわけですし、私は納税者ですが、その税金の一部が公務員である刑務官の方に支払われて、その人が死刑を執行しているわけです。ですから、言ってみれば人の手をかりて私自身が殺人をしているというようにも思ってしまうわけです。刑務官の方に一番ひどい役回りをさせているのが実は自分自身だということになってしまうわけです。しかも、今は裁判員制度が導入されて、私

たち普通の市民が自ら死刑を宣告するという恐ろしい事態に至っています。自国の国民にそのようなことをさせる日本の在り方というのは、欧州諸国では死刑は廃止されているわけですから、異様な国と見るのではないのでしょうか。なおかつ、もっと言えば、本当に野蛮な国だと思われるかもしれません。

私は死刑を執行された方の遺体に会ったことがあります。2008年4月10日、鳩山邦夫法務大臣が処刑した10人目となります岡下香さんという方です。岡下さんは、死んだ後に献体を希望していました。防衛医科大学が引き取り手となったのですが、その前に少し時間があつたので、お別れの会というのが開かれました。そこには彼の御家族やお子さんたちが来ていました。岡下さんの御遺体はきれいなものでした。ただし、首筋に若干の跡、索条痕というのですか、それと口が多少開きぎみで、多分無理やり締められたのだと思いますが、それがちょっと異様でした。ただ、そのときに感じたのは次のようなことでした。つい昨日まで元気で生きていて、病気でも何でも健康体だったのにこんなふうにして死んでしまったのだなということと、もう一つは、この御遺体は普通の死体だと思ったことです。そこには死刑だからといって特別な死ではなくて、普通の死があつたということです。それを実に感じました。だから、取り返しのつかない、要するに彼にとっては唯一の命を国家は奪っていったのだなということです。死刑というのは、ただ単に人工的に無理やりに死を増やすことだと私は感じました。是非、法務省の方々にもそういうことだということを知っていただきたいと思っております。そして、できれば一般の人にも刑場を公開してもらいたいと思います。それは私自身の義務であり、権利だと思うからです。

先ほど大臣がおっしゃいましたけれども、東日本大震災からちょうど1か月目で、本当に多くの方が亡くなり、悲しい出来事がいっぱいありました。想定外の大きな地震、想定外の大きな津波と言われています。やはり人間に想定できることにはそれなりに限界があると思うのです。特に福島原発はいまだに如実にそのことをあらわしていると思います。人間の行うことには絶対はない、必ず間違いは起こるということを、私たちは、今、嫌というほど実感させられているはずです。裁判は、その人間、私たちが行っているわけです。間違いを犯すかもしれない人間が行っている制度に人の命を奪ってしまうという絶対的な刑罰、死刑があつていいとはどうしても私には思えません。人間には間違いがあることを前提として、あらゆることを考えて制度は作られなければならない、そのように思います。一日も早く死刑執行をやめて、死刑制度の廃止に向けた道筋をつ

けてほしいと思っております。

以上です。

若林氏 P⑩) アムネスティは当然日本政府に対しまして死刑の廃止を訴えたいと思いますが、その第一歩として、特に下記の点につきまして要請させていただきたいと思っております。5点であります。とりわけ、是非とも政治主導で発揮していただきたいと思うのは、まず死刑の執行停止であります。そして情報を公開し、様々な公開の議論の場を設置していただきたいということでもあります。死刑判決を受けた人々とその関係者、弁護士、NGO、宗教者などを加えた死刑廃止に向けた公的な議論の場、あるいは国会に調査会的なものを設置しながら、国民的な議論を巻き起こしていただきたいと思っております。これこそ政治主導で決断できるわけでありまして、千葉景子元大臣がこの勉強会を設置した、これが一歩だと思っておりますので、第二歩、第三歩、江田大臣にその道筋をつけていただきたいということをお願い申し上げまして、アムネスティ日本としての意見の陳述とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して何か御質問がありましたら、お願いいたします。

江田大臣 ありがとうございます。

アムネスティ・インターナショナルは、良心の囚人の釈放を求めて運動をされている。この運動は、世界中のアムネスティ・インターナショナルの支部がある国の良心の囚人については行動を起こさないということを原則にしておられますよね。つまり、その国の政策については言わない、他の国のことについて物を言う、アクションを起こす。しかし、死刑だけは例外というのはなぜですか。

若林氏 自国条項というのがありまして、例えば、死刑制度の撤廃については全世界的な動きですから、日本の個々の死刑囚に対する取組を我々自身は直接しないということが原則ではありますけれども、その分ほかの支部の会員がそれに対して行動を起こすというのを基本にしております。ただ、その中で、日本政府に対する国連の勧告があった部分につきましては、その完全実施を求めて日本政府に要請するということはアムネスティの中で認められている行動ですので、そういう観点から、死刑制度について、また特に個別の死刑囚の問題について意見を述べることは、国際事務局も含めて了解を得ているところであります。

補足があればお願いします。

天野氏 個別の死刑囚，日本の死刑囚の方でも，非常に状況が懸念される事例，先ほど述べた袴田死刑囚のような事例については，アムネスティの全世界の国々の支部が取組を行っております。日本支部としては，そうした問題個々についてというよりも，制度そのものについてきちんと廃止に向けた議論をしてほしいということを言う。この点については，ほかの国の支部でも同様のことが行われております。アメリカ支部でもアメリカの死刑の問題について取り上げて，死刑廃止に向けた働きかけを行っております。逆に言いますと，アムネスティは死刑問題について，各国でのそうした取り組みが必要である，そこまで重視して取り組むべき問題であると考えているということも言えるかと思えます。

江田大臣 済みません。では，後はよろしく申し上げます。

〔江田大臣 退席〕

西川刑事局長 今日には御説明いただきまして，ありがとうございました。

一つお尋ねしたかったのは，先ほどの御発言の中で，世論調査等の結果があるわけですが，それについて知らないことが非常に多い，ここに問題点があるのだという御説明があったと思うのですが，具体的にはどのような分野についての社会一般の死刑に対する知識という点を指しておられるかということについて更に御説明をいただければと思いました。よろしく願いいたします。

若林氏 これにつきましては，どうしても死刑制度を議論するときに被害者，御遺族の立場の感情的な観点からの議論が多い。これは仕方がないことだと思います。しかし一方で，国家としてこの制度を持つことが本当にいいのかどうかということをも面的に議論するには，やはり世界の動向，あるいは，人権を尊重すべき国家としてどうあるべきなのか，果たしてこの死刑制度を維持することが犯罪の抑止になるのか，様々な観点があると思うわけでありまして，そういう意味では国民も世界の動向等々を理解していないのだと思います。もっと幅広い議論があり，それぞれが死刑制度を考える上での判断基準をいろいろ持つことによって国民的な議論は深まるという意味においては，政府としてもっと様々な角度から広報していただきたいということが私が先ほど申し上げたところでありまして，そういう意味では，法務省として言っていただきたいと思えますし，国民あるいは国家をどういう方向に導いていくのがいいのかということに対して，ある意味での反対の声は分かりますが，それを乗り越えてもっともっと発言して，死刑制度に対する

世論をリードしていただくのが政治家の役割だと思っておりますので、そういう観点から申し上げたところであります。

天野氏 具体的に何点か指摘させていただければと思います。

本日の資料4に、私どもが昨年発表いたしました「秘密主義を止め、死刑制度の現実についての情報公開を」と題する声明を入れております。こちらに、日本の死刑制度について、具体的にどういった点が秘密主義的であり、問題と考えられ得るかという点について述べさせていただいております。

我々としては、例えばここに書いてございますけれども、法務大臣が死刑執行命令を出すに至る一連の手続き、執行の順番がどのように決められるのかなどの詳細が明らかにされていない。あるいは、死刑執行に関する刑務官や医務官には極めて強い精神的負荷がかかると考えられますが、彼らの心身の健康に関する何らかのケアがされているのかといった点も不明であります。あるいは、私どもが2009年に報告書を出します際に、死刑確定者との面会をアムネスティの国際調査団が申し込みましたが、これは残念ながら拒否されました。このように死刑確定者は外部との面会が非常に厳しく制限されておりますので、実際に死刑囚の人々がどのような処遇に置かれているのかについては非常に限られた情報しかありません。さらに、死刑確定者の健康状態についても同様です。

こうした点については、先ほども紹介しましたが、国連の人権機関から具体的な指摘がなされているところであります。死刑確定者とその家族のプライバシー尊重のためであると主張されている、「不必要な秘密主義」という言い方で国連の拷問等禁止委員会は日本政府を批判しております。これ以外にも、国連の「超法規的、即決あるいは恣意的処刑に関する特別報告者」というのがありまして、この報告者が次のように指摘しているわけです。「ある国が、一方で世論に従うと言いながら、一般社会に対して死刑の運用についての情報の提供を意図的に拒んでいるというようなことは筋が通っていない」。我々は、日本の死刑制度の秘密主義の現状は正にこの言葉に合致すると考えております。ですので、我々はこの資料4の最後のところですけれども、3点にわたって、具体的な情報を明らかにするように要請をしているわけです。ここは細かく申し上げませんが、こうした点は別に我々アムネスティだけではなく、日弁連なども含めてこうした情報の公開の更なる促進をという声が繰り返し上がっておりますので、是非具体的な善処をお願いしたいと思います。

上富刑事法制管理官 それでは、どうもありがとうございました。